

2013年2月市議会 請願

- [請願第1号](#) 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を政府に求める意見書提出について
- [請願第2号](#) 活断層の疑いが否定できない大飯原子力発電所3号機及び4号機の運転停止を求める意見書の提出を求めることについて
- [請願第3号](#) 米軍関係者による事件・事故における第1次裁判権放棄の「密約」の破棄、および「日米地位協定」の見直しを、日本政府に求めることについて

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を政府に求める意見書提出について

【紹介議員：共産党】

1925年（大正5）年に制定された治安維持法は、平和を願い、人権尊重と主権在民を唱え、戦争に反対する人びとを根絶するためにつくられた希代の悪法でした。制定から戦後1945年に廃止されるまでの20年間に、治安維持法によって逮捕された人は平和主義者、自由主義者、学者・文化人、宗教者など数十万人に及び、送検された人は7万5000人、拷問などによって虐殺された人は80人以上、また獄死した人は1600人余にのぼっています。捕らえられた人びとに加えられた拷問は、明治憲法のもとでも禁止されていた人道にそむく行為でした。

滋賀県出身あるいは滋賀県居住者で治安維持法によって検挙・投獄された人は、日本共産党関係者9人、日本無産党関係者2人、労働運動関係者22人、学生運動関係者14人、文化運動関係者8人、宗教者7人、その他の、合わせて64人が判明しています。大津市北国町出身の原田耕は4回にわたって検挙・投獄され、「東洋レーヨン滋賀工場非合法グループ」の指導者とみなされた船渡幸夫は草津署で拷問死を遂げました。

戦後、治安維持法は、政治的自由の弾圧と人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人びとは無罪とされましたが、政府は犠牲者に対して謝罪も賠償もしていません。

ドイツでは連邦補償法で、ナチスの犠牲者に謝罪し、賠償しています。イタリアでも国家賠償法で「反ファシスト政治犯」に終身年金を支給しています。アメリカ、カナダでは第2次世界大戦中に強制収容した日系市民に対し、1988年に市民的自由法を制定し、約2万ドルないし2万1000ドル（約250万円）を支払い、大統領が謝罪しています。韓国では治安維持法犠牲者を愛国者として表彰し、年金を支給しています。

日弁連の人権擁護大会（1993年）は、「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対したものとして、その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、犠牲者への賠償を求めています。

現在、全国382の市区町村議会が「治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める」意見書を採択しています（2013年1月末現在）。

つきましては、貴大津市議会が、私たちの請願にご理解いただき、地方自治法第99条の規定により、政府に対して、治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書を提出していただきますよう、請願する次第です。

請願者：治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟 大津支部

活断層の疑いが否定できない大飯原子力発電所3号機及び4号機の運転停止を求める 意見書の提出を求めることについて

【紹介議員：共産党、清正会】

関西電力大飯発電所3号機および4号機の再稼動から7ヶ月が経過しました。しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から2年を迎えようとしている現在でも、いまだに事故の実態および原因の究明がなされておらず、抜本的な安全対策は講じられていません。同事故は収束どころか悪化の危険さえ指摘され、4号機においては余震による崩壊の恐れもはらみ続けており、原子力発電所の安全性について国民的理解を得られたとは到底言えるものではありません。

また、大飯原発については、活断層が存在する疑いが指摘され、11月2日に原子力規制委員会による調査が行われ、その後評価会合が重ねられていますが、活断層の疑いを否定できず、調査が続けられています。

ほかにも、日本原子力発電・敦賀原発や東北電力・東通原発の敷地に活断層が存在する疑いが高く、敦賀原発にいたっては廃炉の可能性が高いと報道されています。さらに、東京電力柏崎刈羽原発や北海道電力泊原発にも活断層が存在する疑いが高いことも指摘されており、こうしたことを考えるなら、活断層が多く存在する日本において唯一稼動している大飯原子力発電所3号機及び4号機の安全性は確保されていないと言わざるを得ません。

したがって、何よりも予防原則を最優先に考えると、再稼動した大飯原子力発電所3号機及び4号機の稼動を停止した上で調査を行うべきと考えます。

大飯原子力発電所の問題点としてはこの他にも、ベントがない、免震棟を建てる土地がない、加圧水型は沸騰水型よりメルトダウンがずっと早い、など様々な指摘がされていますが、このようなことをわかっていながら運転が続けられています。

私たち大津市民は大変心配しています。2月6日付けの朝日新聞滋賀県民版によると、同新聞社が実施した滋賀県民世論調査で、大飯の停止を求める声は55%で、「続けてよい」の35%を上回っていると伝えられています。

よって、大津市議会として、政府に対して、国民の生命・財産を守る立場から、可及的速やかに福島第一原子力発電所事故の実態および原因を究明するとともに、活断層が存在する疑いが否定できない大飯原子力発電所3号機及び4号機の運転を停止する措置を講ずるよう強く求める旨の意見書を提出することを請願します。

請願者：市民7名

米軍関係者による事件・事故における第1次裁判権放棄の「密約」の破棄、および 「日米地位協定」の見直しを、日本政府に求めることについて

【紹介議員：共産党】

沖縄県や神奈川県等全国各地で、米軍関係者による事件・事故が依然として頻繁に発生しています。この米軍兵士や軍属による事件・事故において、それが「公務執行中」であれ、「公務外」であれ、罪を犯した関係者を、日本の法律で厳正に裁けるよう『日米地位協定』を抜本的に改正せよの声が、全国に広がり、日米政府は2011年11月23日に「日米地位協定」の「運用改善」をしました。

しかしこの「運用改善」は、引き続き米軍兵士や軍属の第1次裁判権を米側がもつ構造を変えるものになっておらず、あくまで米側の「恩恵的配慮で行なう」ことに過ぎません。

この背景には、「日米地位協定」上、日本が第1次裁判権を有する「公務外」の米兵犯罪について、「日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第1次裁判権を行使するつもりがない」とする、1953年9月に日米間が交わした「密約」があります。

この「密約」については、2011年8月26日に外務省はその文書の存在を認めたものの、「これは当時の担当者の一方的、政策的発言にすぎず、米軍関係者も日本国民と同様の基準で公正に起訴され、裁かれている」旨の見解を示しました。

しかし日本平和委員会が情報公開法に基づき入手した法務省統計資料によっても、2011年に起こった米兵・軍属・家族による犯罪の一般刑法犯（自動車による過失致死傷を除く）の起訴率は13%で、日本全体における起訴率42%（2010年）に比べても極めて低い状況にあります。

このような政府の見解を許さず、米軍関係者による事故・事件における第1次裁判権放棄の「密約」を「日米間の密約」として認め、それを破棄しないかぎり、これまでと同様に不当な対応が続き、日本国民の人権が著しく蹂躪され続けられます。

このことは、「日米地位協定」第2条-4-bにより、1年間に6週間、米軍基地にされ、毎年のように日米合同演習（共同訓練）が行なわれている饗庭野演習場を抱える滋賀県民にとっても切実な問題です。

以上の趣旨により、米軍関係者による事故・事件における第1次裁判権放棄の「密約」破棄と「日米地位協定」の見直しを、日本政府に求められるよう請願します。

請願者：滋賀県平和委員会